

事務連絡
令和2年3月10日

各高齢者福祉施設・事業所 管理者 各位

奈良県 福祉医療部 医療・介護保険局
介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る防止策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の防止にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者の介護施設・事業所等は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場所であり、ひとたび発生すれば非常に感染が広がりやすい状況にあります。また、利用者の中には、慢性疾患等の持病をお持ちの方もおられる等、特に注意が必要な状況です。

このため、各施設・事業所の皆様におかれましては、既に感染防止に努めていただいているところですが、本県においても感染者数が増えている現状に鑑み、今一度、感染防止策の見直しと徹底をお願いします。

今般、別添のとおり「介護施設・事業所の皆様へ」（奈良県新型コロナウイルス対策本部会議資料）及び「県民のみなさまへ」（奈良県福祉医療部医療政策局）を送付いたしますので、施設・事業所内の見やすい場所に掲示し、利用者・職員及び利用者の家族等関係者の皆様に周知するためにご活用願います。

また、あらためて下記の事項について取組の徹底を重ねてお願いいたします。

記

1. 咳エチケットや手洗い、アルコール消毒の徹底は、利用者・職員のみならず、委託業者等も含め実施してください。また、手摺りやテーブル等、施設内の設備についてもアルコールを用いた拭き取り等の消毒を可能な限り頻繁に行ってください。
2. 出勤前の職員や送迎前の利用者の体温計測を行い、職員に発熱等の症状があれば出勤しないことを徹底しましょう。
3. 職員の皆様にあつては、当分の間、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まる」ことを避けてください。
4. 面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。なお、面会の制限については、利用者とその家族の理解を得るよう丁寧な説明をお願いします。
5. 施設や事業所の所在地を管轄する保健所や連携・協力医療機関等の連絡先等も事前に確認願います。
6. 県介護保険課では、新型コロナウイルスに係る情報や高齢者施設等における対応等について、随時、ホームページでお知らせしていますので必ずご確認願います。